

宮労収基第 786号  
平成18年9月 7日

関係団体の長 殿

宮城労働局長  
(公印省略)

石綿の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、労働行政の運営に特段のご配慮をいただき、厚く、感謝申し上げます。

さて、石綿につきましては、平成7年4月に石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトの使用等が禁止され、また、平成16年10月には石綿を含有する建材等の製造が禁止されております。その後も、石綿含有製品の代替化の状況を踏まえつつ、全面禁止についての検討がなされていたところですが、今般、国民の安全確保上の観点等から代替が困難な一部の製品を除き、石綿等の製造等を全面禁止する労働安全衛生法施行令の改正がなされたところであります。

また、吹き付け石綿の封じ込め、囲い込みの作業等においても、石綿ばく露防止対策をより充実させるため、石綿障害予防規則を改正することとなったところであります。

つきましては、この改正内容を下記のとおりお知らせいたしますので、本趣旨をご理解いただきますとともに、貴会会員への広報等により石綿ばく露防止対策が徹底されますようご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、改正政省令の内容、パンフレット等につきましては、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>)

に掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 労働安全衛生法施行令改正関係

- (1) 平成18年9月1日以降、別添に掲げるものを除き、石綿を含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下、「製造等」といいます。）が禁止されます。

また、平成18年9月1日以前に製造され、又は輸入された建材、シール材等のいわゆる在庫品についても譲渡（販売）、使用することはできません。

なお、現に使用されている物については、引き続き使用されている間は、

使用の禁止の規定は適用されませんが、これを改修等によって新たな物と交換する場合には、石綿を含有しない物とする必要があります。

- (2) 規制対象の「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」が「0.1%を超えて含有するもの」に改正されます。

## 2 石綿障害予防規則（以下、「石綿則」といいます。）改正関係

### (1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置

吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業が石綿則第3条の事前調査等の対象に追加されます。

### (2) 石綿が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置

現行では、労働者を就業させる建築物等の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、労働者に石綿ばく露のおそれがある場合には、その粉じんの発散防止措置を講じることが求められていましたが、そのような場所に労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させることが義務付けられました。また、当該保護具等の着用を命じられた労働者は、これを使用しなければならないこととなりました。

### (3) 器具、工具、足場等の持ち出し禁止

現行では、石綿等を取扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされていますが、これと同様に器具、機械、工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないこととなりました。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないとされました。

### (4) 記録の保存期間の延長

現行では、作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされていますが、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることから、当該労働者が常時石綿等を取扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存することとなりました。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録も、40年間保存することとなりました。

## 3 施行日

上記1及び2ともに平成18年9月1日からの施行となります。

## 製造等禁止が猶予される製品（ポジティブリスト）

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシートガスケット	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500mm以上の大きさのもの</p> <p>ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体(pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん)、浸透性の高い流体(塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス)、酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの